

瀬戸内市告示第 22 号の 3

瀬戸内市建設工事入札に係る低入札価格調査実施要領

(趣旨)

第 1 条 この告示は、市が発注する建設工事の入札について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 10 第 1 項又は第 167 条の 10 の 2 第 2 項の規定により落札者を決定するために行う調査の実施に関し、必要な事項を定める。

(対象工事)

第 2 条 対象となる建設工事は、一般競争入札に付する工事のうち、市長又はその委任を受けて契約の締結について権限を有する者（以下「契約担当者」という。）が選定する工事とする。

(調査基準価格)

第 3 条 調査基準価格は、次に掲げる方法により算定した額とする。

- (1) 予定価格（消費税額及び地方消費税の額を除く。以下同じ。）の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（その額に 10 万円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。ただし、次に掲げる額の合計額が、予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額（その額に 10 万円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、次に掲げる額の合計額が予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額（その額に 10 万円未満の端数を生じた場合は、これを切り上げた額）とする。
 - ア 直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額
 - イ 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
 - ウ 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
 - エ 一般管理費等の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額
- (2) 前号に規定する場合において、岡山県建築工事積算基準により予定価格を算出したときの直接工事費の額は、直接工事費から現場管理費相当額（直接工事費に 10 分の 1 を乗じた額をいう。以下この号において同じ。）を減じた額とし、現場管理費の額は、現場管理費に直接工事費から減じた現場管理費相当額を加えた額とする。
- (3) 工事の設計積算体系等により前 2 号の規定により難しいもののうち、別表第 1 に掲げる工事に該当するものについては、第 1 号の直接工事費の額、共通仮設費の額、現場管理費の額及び一般管理費等の額を別表第 2 から別表第 5 までのとおり読み

替えるものとする。

- (4) 工事の設計積算体系等により前 3 号の規定により難いものについては、前 3 号に規定する算定方法にかかわらず、10 分の 7.5 から 10 分の 9.2 までの範囲内で契約担当者が工事ごとに設定した率を予定価格に乗じて得た額（その額に 10 万円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てた額。ただし、切り捨てた後の額が、予定価格の 10 分の 7.5 に満たない場合にあっては、10 万円未満の端数を切り上げた額）とする。

- 2 契約担当者は、調査基準価格を予定価格書に記載するものとする。

（入札参加者への説明）

第 4 条 契約担当者は、入札公告に次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 調査基準価格が設定されていること。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者（政令第 167 条の 10 の 2 の規定により、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価落札方式」という。）による入札の場合を除く。）又は総合評価落札方式による入札において標準点（基礎点）と入札公告に定める入札の評価に関する基準により算出した加算点の合計を入札価格で除して得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者（第 6 条第 1 項の規定により失格となった者並びに同条第 2 項及び第 3 項の規定により当該契約の内容に適合した工事が履行されないおそれがあると判断された者（以下「失格者等」という。）を除く。）の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、その者が必ずしも落札者になるとは限らないこと。

（落札決定の保留）

第 5 条 入札の結果、調査基準価格を下回る価格で入札が行われた場合には、契約担当者は、落札者の決定の保留及び次条に掲げる調査の実施について、電子入札システムにより入札参加者に通知し、入札を終了するものとする。

（調査の実施）

第 6 条 契約担当者は、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）の当該入札価格について、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを具体的に判断するために、低価格入札者が入札の際に提出した内訳書を用いることとし、再度の入札に付した場合については、次に掲げるところによる。

- (1) 瀬戸内市建設工事総合評価落札方式要領（令和 6 年瀬戸内市告示第 22 号の 2。以下「総合評価要領」という。）第 3 条第 1 号に掲げる特別簡易型による入札の場

合 提出方法及び提出期限を指定した上で評価値の最も高い者から入札価格の内訳書を徴するものとし、契約担当者が必要と認めるとき（次条第2項の規定により落札者として妥当と認めないとする方針が示されたときを含む。）は、次の評価値以下の入札者からも入札価格の内訳書を徴することができる。この場合において、契約担当者が指定する提出期限までに入札価格の内訳書を提出しない者は、失格とする。

(2) 前号以外の入札の場合 入札終了後直ちに、提出方法及び提出期限を指定した上で全ての低価格入札者から入札価格の内訳書を徴するものとする。この場合において、契約担当者が指定する提出期限までに入札価格の内訳書を提出しない者は、失格とする。

2 契約担当者は、前項の低価格入札者の入札価格及び内訳書について調査を行い、次に掲げる基準を満たさない場合（第3条第1項第3号の規定により調査基準価格を算定した場合を除く。）又は入札価格が予定価格に3分の2を乗じて得た額を下回る場合には、当該低価格入札者について当該契約の内容に適合した工事が履行されないおそれがあると判断するものとする。

(1) 低価格入札者の入札価格の内訳書における直接工事費の額は、発注者の見積参考資料における直接工事費の額の92%以上であること。

(2) 低価格入札者の入札価格の内訳書における共通仮設費の額は、発注者の見積参考資料における共通仮設費の額の85%以上であること。

(3) 低価格入札者の入札価格の内訳書における現場管理費の額は、発注者の見積参考資料における現場管理費の額の85%以上であること。

(4) 低価格入札者の入札価格の内訳書における一般管理費等の額は、発注者の見積参考資料における一般管理費等の額の63%以上であること。

3 前項の規定による判断において、岡山県建築工事積算基準により予定価格を算出したときは、前項第1号の直接工事費の額は、低価格入札者及び発注者がそれぞれ算定した直接工事費の額からそれぞれの現場管理費相当額（直接工事費に10分の1を乗じた額をいう。以下この項において同じ。）を減じた額とし、前項第3号の現場管理費の額は、低価格入札者及び発注者がそれぞれ算定した現場管理費の額にそれぞれの現場管理費相当額を加えた額とする。

4 前2項の規定にかかわらず、別表第1の適用工事に該当するものについては、第2項各号までにおける直接工事費の額、共通仮設費の額、現場管理費の額、一般管理費等の額を別表第2から別表第5までのとおり読み替えるものとする。

5 契約担当者は、低価格入札者（失格者等を除く。）について、次の項目について調査を行うものとする。

(1) その価格で入札した理由

(2) 入札価格の内訳書

- (3) 手持工事の状況
 - (4) 手持資材の状況
 - (5) 資材の購入先
 - (6) 労務者の供給見通し
 - (7) 過去に施工した公共工事の成績状況
 - (8) 過去に施工した同種工事の実績
 - (9) その他工事の特殊性等により必要と認められる事項
- 6 契約担当者は、前項の調査を行ってもなお疑義がある最低価格入札者等については、更に次に掲げる項目について調査を行うものとする。
- (1) 経営状況（関係機関等への照会）
 - (2) 信用状況（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）違反の有無、賃金不払の状況、下請代金の支払遅延状況等）
 - (3) その他必要な事項
- 7 第 2 項から第 5 項までの規定にかかわらず、総合評価要領第 3 条第 1 号に掲げる特別簡易型による入札については、評価値の最も高い者（第 6 条第 1 項の規定により失格となった者を除く。以下「最低価格入札者等」という。）についてのみ第 2 項から第 5 項までの調査を行うものとする。ただし、契約担当者が、必要があると認めるときは、最低価格入札者等以外の入札者に対しても第 2 項から第 5 項までの調査を行うことができるものとする。
- 8 契約担当者は、前各項の規定により調査したときは、瀬戸内市建設工事等入札指名委員会設置規程（平成 16 年瀬戸内市訓令第 24 号）の規定により瀬戸内市建設工事等入札指名委員会に諮るものとする。

（落札者の決定等）

- 第 7 条 瀬戸内市建設工事等入札指名委員会において、低価格入札に対する方針が示されたときは、契約担当者は、当該入札に参加した者に対して、電子入札システムにより、落札の決定について通知を行うものとする。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）の適用を受ける建設工事については、この限りでない。
- 2 瀬戸内市建設工事等入札指名委員会が、最低価格入札者等及び契約担当者が前条第 7 項ただし書きによる調査を行った者の全てを落札者として妥当と認めないとする方針を示したときは、契約担当者は、低価格入札者で、次順位以下のものについて、同項ただし書きによる調査を行っていない場合は、順次、前 2 条に規定する手続きを行い、その結果により示された方針により落札者を決定し、当該入札に参加した者に対して電子入札システムにより落札者の決定について通知を行うものとする。ただし、特例政令の適用を受ける建設工事については、この限りでない。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条、第 6 条関係）

瀬戸内市建設工事入札に係る低入札価格調査実施要領第 3 条第 1 項第 3 号を適用する工事	
(Ⅰ) 一般土木工事や P C 工事等（鋼橋上部工事以外）で工場製作工（検査路製作工）がある工事	発注者の見積参考資料が岡山県土木部土木工事標準積算基準書に基づき積算されたもので、Ⅰ-1-②-1 「(1) 一般土木」により請負工事費が構成されたものに、工場製作原価を計上して、予定価格を算出した工事。なお、工場製作原価は、Ⅳ-7-①-1 「①鋼橋製作工」に基づき算出されるものであること。ただし、(Ⅱ) から (Ⅶ) を除く。
(Ⅱ) 鋼橋上部工事	発注者の見積参考資料が岡山県土木部土木工事標準積算基準書に基づき積算されたもので、Ⅳ-7-①-1 「①鋼橋製作工」により請負工事費が構成され、予定価格を算出した工事
(Ⅲ) 施設機械設備工事	発注者の見積参考資料が農林水産省土地改良工事積算基準（施設機械）に基づき積算されたもので、「第 3 施設機械設備工事」により請負工事費が構成され、予定価格を算出した工事
(Ⅳ) 機械設備工事	発注者の見積参考資料が岡山県土木部機械設備積算基準及び解析に基づき積算されたもので、Ⅸ-1-3 「③ 請負工事費の構成」により請負工事費が構成され、予定価格を算出した工事
(Ⅴ) 電気通信設備工事	発注者の見積参考資料が農林水産省土地改良工事積算基準（施設機械）に基づき積算されたもので、「第 5 電気通信設備工事」により請負工事費が構成され、予定価格を算出した工事

(Ⅵ) 電気通信設備工事 (一般工事)	発注者の見積参考資料が岡山県土木部土木工事標準積算基準書に基づき積算されたもので、Ⅶ-1-②-1「(1) 一般工事」により請負工事費が構成され、予定価格を算出した工事
(Ⅶ) 電気通信設備工事 (鉄塔・反射板工事)	発注者の見積参考資料が岡山県土木部土木工事標準積算基準書に基づき積算されたもので、Ⅶ-1-②-1「(2) 鉄塔・反射板工事」により請負工事費が構成され、予定価格を算出した工事

別表第2 (第3条、第6条関係)

適用工事	(Ⅰ) 一般土木工事やPC工事等(鋼橋上部工事以外)で工場製作工(検査路製作工)がある工事	(Ⅱ) 鋼橋上部工事
	発注者の見積参考資料が岡山県土木部土木工事標準積算基準書に基づき積算されたもので、Ⅰ-1-②-1「(1) 一般土木」により請負工事費が構成されたものに、工場製作原価を計上して、予定価格を算出した工事。なお、工場製作原価は、Ⅳ-7-①-1「①鋼橋製作工」に基づき算出されるものであること。ただし、(Ⅱ)から(Ⅶ)を除く。	発注者の見積参考資料が岡山県土木部土木工事標準積算基準書に基づき積算されたもので、Ⅳ-7-①-1「①鋼橋製作工」により請負工事費が構成され、予定価格を算出した工事
読み替え前	読み替え後	
直接工事費の額	直接工事費の額	直接工事費の額
共通仮設費の額	間接労務費(※)及び共通仮設費の合計額	間接労務費(※)及び共通仮設費の合計額
現場管理費の額	工場管理費及び現場管理費の合計額	工場管理費及び現場管理費の合計額
一般管理費等の額	一般管理費等の額	一般管理費等の額
上表における用語の定義はそれぞれの基準の定めるところによる。		

※ 発注者の見積参考資料における間接労務費の取扱いについて

①橋体工場製作費を計上しているとき

- ・間接労務費＝橋体工場製作費×間接労務比率／（１＋間接労務比率）（１円未満切り捨て）
- ・製作費＝橋体工場製作費－間接労務費

②橋体工場製作費（付属物製作工数）を計上しているとき

- ・間接労務費＝橋体工場製作費（付属物製作工数）×間接労務比率／（１＋間接労務比率）（１円未満切り捨て）
- ・製作費＝橋体工場製作費（付属物製作工数）－間接労務費

③横断歩道橋工場製作費を計上しているとき

- ・間接労務費＝横断歩道橋工場製作費×間接労務比率／（１＋間接労務比率）（１円未満切り捨て）
- ・製作費＝横断歩道橋工場製作費－間接労務費

なお、入札者の内訳書において間接労務費が明記されていない場合は、以下のように取り扱うものとする。

- ・入札者の内訳書に間接労務比率が明記されている場合は、上記①～③と同様の取扱いを適用し、間接労務比率は 入札者の記載した値を用いる。
- ・入札者の内訳書に間接労務比率が明記されていない場合は、上記①～③と同様の取扱いを適用し、間接労務比率は 発注者の見積参考資料における値を用いる。

別表第３（第３条、第６条関係）

適用工事	(Ⅲ) 施設機械設備工事	(Ⅳ) 機械設備工事
	発注者の見積参考資料が農林水産省 土地改良工事積算基準（施設機械）に基づき積算されたもので、「第３ 施設機械設備工事」により請負工事費が構成され、予定価格を算出した工事	発注者の見積参考資料が岡山県土木部 機械設備積算基準及び解析に基づき積算されたもので、Ⅸ-1-3「③ 請負工事費の構成」により請負工事費が構成され、予定価格を算出した工事
読み替え前	読み替え後	
直接工事費の額	直接製作費及び直接工事費の合計額	直接製作費及び直接工事費の合計額
共通仮設費の額	間接労務費及び共通仮設費の合計額	間接労務費及び共通仮設費の合計額
現場管理費の額	工場管理費、現場管理費、据付	工場管理費、現場管理費、据付

	間接費及び設計技術費の合計額	間接費及び設計技術費の合計額
一般管理費等の額	一般管理費等の額	一般管理費等の額

別表第 4（第 3 条、第 6 条関係）

適用工事	(V) 電気通信設備工事
	発注者の見積参考資料が農林水産省 土地改良工事積算基準（施設機械）に基づき積算されたもので、「第 5 電気通信設備工事」により請負工事費が構成され、予定価格を算出した工事
読み替え前	読み替え後
直接工事費の額	機器単体費の額に 10 分の 6 を乗じた額及び直接工事費の額の合計額
共通仮設費の額	機器単体費の額に 10 分の 1 を乗じた額及び共通仮設費の額の合計額
現場管理費の額	機器単体費の額に 10 分の 2 を乗じた額、機器間接費の額及び現場管理費の合計額
一般管理費等の額	機器単体費の額に 10 分の 1 を乗じた額及び一般管理費等の額の合計額

別表第 5

適用工事	(VI) 電気通信設備工事（一般工事）	(VII) 電気通信設備工事（鉄塔・反射板工事）
	発注者の見積参考資料が岡山県土木部 土木工事標準積算基準書に基づき積算されたもので、VII-1-②-1「(1) 一般工事」により請負工事費が構成され、予定価格を算出した工事	発注者の見積参考資料が岡山県土木部 土木工事標準積算基準書に基づき積算されたもので、VII-1-②-1「(2) 鉄塔・反射板工事」により請負工事費が構成され、予定価格を算出した工事
読み替え前	読み替え後	
直接工事費の額	直接製作費及び直接工事費の合計額（※ 1）	直接工事費の額（※ 2）
共通仮設費の額	間接労務費及び共通仮設費の合計額（※ 1）	間接労務費及び共通仮設費の合計額（※ 2）

現場管理費の額	工場管理費、現場管理費及び機器間接費の合計額（※１）	工場管理費及び現場管理費の合計額（※２）
一般管理費等の額	一般管理費等の額（※１）	一般管理費等の額
※１ 見積等による機器単体費で直接製作費、間接労務費、工場管理費、一般管理費等の内訳が明らかでないもの（以下「当該機器単体費」という。）については、当該機器単体費について、以下のように取り扱う。 当該機器単体費の額に１０分の６を乗じた額を上表直接工事費の額の読み替え後の欄の直接製作費の額に加える。 当該機器単体費の額に１０分の１を乗じた額を上表共通仮設費の額の読み替え後の欄の間接労務費の額に加える。 当該機器単体費の額に１０分の２を乗じた額を上表現場管理費の額の読み替え後の欄の工場管理費の額に加える。 当該機器単体費の額に１０分の１を乗じた額を上表一般管理費等の額の読み替え後の欄の一般管理費等の額に加える。 ※２ 電気通信設備工事（鉄塔・反射板工事）における見積等により鉄塔製作費で直接工事費、間接労務費、工場管理費の内訳が明らかでないもの（以下「当該鉄塔製作費」という。）については、当該鉄塔製作費について、以下のように取り扱う。 当該鉄塔製作費の額に１０分の６を乗じた額を上表直接工事費の額の読み替え後の欄の直接工事費の額に加える。 当該鉄塔製作費の額に１０分の３を乗じた額を上表共通仮設費の額の読み替え後の欄の間接労務費の額に加える。 当該鉄塔製作費の額に１０分の１を乗じた額を上表現場管理費の額の読み替え後の欄の工場管理費の額に加える。 なお、入札者の内訳書において、機器単体費の直接製作費、間接労務費、工場管理費、一般管理費等の内訳が明らかでない場合は、上記と同様に取り扱うものとする。		